

## 福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券（初乗り運賃相当額）を交付します。

### 対象

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳④、Aの方

### 交付数

年間24枚

### 持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑

### 申込み

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

※平成25年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

※「障害者自動車等燃料費給付」と重複して受けることはできません。

## そうだん

## 心配ごと相談

社会的な問題や家庭内の悩みごとなどについて相談に応じます。

**期日** 4月25日(金)

**時間** 午後1時30分～3時

**場所** 総合センター

**相談員** 町社協心配ごと相談員

**問合せ** 社会福祉協議会

☎62-4615

## 法律相談

金銭、親族間、賠償問題など法律問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。（要予約）

**日時** 4月18日(金)午後1時～4時

**場所** 役場303会議室（3階）

**対象** 町在住の方

**相談員** 内田 徹 弁護士（埼玉弁護士会熊谷支部所属）

**費用** 無料

**予約** 総務課行政担当

☎62-1231

※相談時間は30分以内。相談者がすでに弁護人を選任・訴訟中の事案、または町が紛争当事者となる事案は相談できません。

※相談日の7日前までに申し込みがない場合は中止します。

## 障害者自動車等燃料費給付

自動車等燃料費給付認定を受けている障害者の方に、燃料費を給付しますので請求してください。

### 給付金

燃料1リットルにつき50円

※1か月に自動車は20リットル分、オートバイは5リットル分まで

### 対象期間

平成25年10月～平成26年3月分

### 持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・運転される方の運転免許証（写し可）
- ・車検証（写し可）
- ・印鑑
- ・燃料を購入したことがわかるもの（領収書など）

### 請求

4月10日(木)までに健康福祉課福祉介護担当へ ☎62-1233

※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。

## 重度心身障害者医療費

身体障害者手帳1～3級、療育手帳④・A・B該当の方へ保険診療の自己負担分を助成しています。

秩父郡市内の医療機関で受診した場合は、窓口支払いはありません。ただし、自己負担額を超えた金額などの支払いが必要になる場合があります。

秩父郡市外の医療機関で受診したときの医療費の請求は、重度心身障害者医療費請求書に領収書を添付して健康福祉課へ提出してください。

### 申請・問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

## 太陽の広場

心の不調を抱えながら、町で生活している方々の交流の場です。お友だちと誘いあって、お気軽にご参加ください。

期日	内容
4月16日(水)	散歩

**集合** 午前9時30分・総合センター

**申込み** 健康福祉課健康づくり担当へ ☎62-1233

## 期日限定

## 無料開館



旧皆野町農山村具展示館

～のぞいてみませんか！

### 昔の暮らし～

古きよき時代の民具に接し、ほんのちょっとタイムスリップしてみませんか。

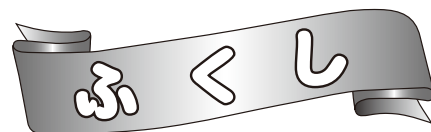
**期間** 平成26年4月～平成27年3月までの第4日曜日

**時間** 午前10時～午後3時

**問合せ** 教育委員会社会教育担当

☎62-4563

※開館日以外で見学をご希望の方は、教育委員会までお申し出ください。



## 障害者の有料道路割引

通勤、通院などで有料道路を利用される障害者の方に、料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

### 対象

- ・障害者本人が運転する場合  
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- ・障害者本人以外の方が運転し、  
障害者本人が同乗する場合  
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、重度の障害（1種）を持つ方

### 割引有効期間

- ・新規の場合  
申請日から2回目の誕生日まで
- ・更新の場合  
申請日から3回目の誕生日まで

### 持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
  - ・自動車を運転する方の運転免許証
  - ・登録する自動車の車検証
- ※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものが別途必要です。

### 申請・問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233